

第3節 消防活動体制

～あらゆる災害に的確に対応～

消火活動、救急活動、救助活動だけではなく、航空消防や港湾消防など特殊な消防活動についても対応しています。

1 出場体制

東京消防庁における出場体制は、火災、救急、救助及び危険排除等の災害区分に応じて、出場計画に基づく出場及び特命出場により対応しています。

出場計画は、消防部隊等の効率的な運用を図るため、各災害の要素から必要な消防力を予測して、出場部隊の種別及び隊数等をあらかじめ指定しておくものです。

特命出場は、出場計画にかかわらず、災害対応に必要な消防部隊を指定して運用するものです。

(1) 火災

火災時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

ア 計画出場

消防部隊等の効率的な運用を図るため、様々な要素により必要な消防力を予測し、出場計画を樹立しています。市街地等の一般火災には、普通火災出場計画を適用します。普通火災出場計画では対応が難しい場合は、それぞれの特性に応じた各種出場計画を適用しています。(図表2-3-1)

■ 図表2-3-1 火災の出場計画

出場計画	内 容	出場区分
普通火災出場計画	市街地等の一般火災	第1出場から第4出場
高速道路火災出場計画	高速道路上における車両等の火災	第1出場から第3出場
危険物火災出場計画	危険物の火災で化学消防力を特に必要とする火災	第1出場から第3出場
大規模火災出場計画	大型航空機の墜落等で普通出場では対応し難い火災	第1出場から第4出場
船舶火災出場計画	京浜港東京区第1区から第4区内で発生した船舶の火災	第1出場
航空機火災出場計画	東京国際空港で発生した航空機の火災	第1出場から第4出場

イ 特命出場

火災の規模に応じて消防部隊の増強を必要とする場合または小規模の火災等、出場計画が適用されない火災事象に対応する場合に、消防小隊を指定して運用しています。

(2) 救急

救急時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

ア 救急普通出場計画

常時の救急事象に適用しています。救急車の位置情報 (GPS) を活用して要請場所の直近の救急小隊を運用しています。

イ 救急特別出場計画

多数の傷病者が発生し、または発生するおそれのある事態が生じ、救急普通出場では対応し難い場合に、傷病者の人数に応じて第1出場から第4出場に区分して運用しています。

ウ 特命出場

救急小隊の増強を必要とする場合または災害現場において複数の傷病者が発生した場合に、必要な救急小隊を指定して運用しています。

(3) 救助

救助時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

ア 救助特別出場計画

大規模な救助事象が発生し、または発生するおそれのある事態が生じ、複数の救助部隊を一度に投入して救助活動を実施する必要がある場合に、災害の規模に応じて第1出場及び第2出場に区分して運用しています。

イ 支援特別出場計画

多数の傷病者が発生し、救出、救護、誘導等に支援が必要な場合に、災害の規模に応じて第1出場から第4出場に区分して運用しています。

ウ 特命出場

救助事象に応じて必要な消防小隊を指定して運用しています。



(4) 大規模災害

大規模災害時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

統合機動部隊出場計画

大規模な火災、テロ、事故、自然災害において、多数の要救助者や傷者が発生している場合に、他の各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障が発生し、かつ、迅速な

救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるときに適用し、傷者の人数に応じて第1段階及び第2段階に区分して運用しています。

(5) 危険排除

危険物の流出、ガスの漏えい等により火災または公共危険の発生並びに人命危険または財産を損なう危険が予測される場合、その危険要因を排除するため、災害事象に応じて必要な消防部隊を特命出場により運用しています。

(6) 緊急確認

火災と紛らわしい火煙等または自動火災報知設備等が作動した旨の通報があった場合、緊急に現場を確認するため、必要な消防部隊を特命出場により運用しています。

(7) PA 連携

救急現場において、ポンプ隊等と救急隊が救出・救護活動を連携して行うため、必要な消防部隊を特命出場により運用しています。

2 消火活動

(1) ポンプ隊

東京消防庁の災害対応における主力部隊です。いち早く現場に駆けつけ、各隊と連携して消火・救助・危険排除等の活動にあたります。救急の現場では救急隊と連携した活動 (PA 連携) も行います。



(2) 特別消火中隊



複雑多様化する災害に対応するため、消火活動や安全管理に関する専門的知識や技術を有する隊員で編成されており、火災現場において消火のスペシャリストとして迅速かつ効果的な消火活動を行う部隊です。

(3) はしご隊

火災や救助活動において、高層ビルなどの高所に取り残された人の救出や、高所からの放水活動などを行います。はしごは下方向にも伸びるため、海などへ転落した人の救出も行います。

先端屈折式や、5名搭乗が可能で車いすに人が乗ったまま救出することができるバスケットを備えた特殊なはしご車も導入しています。



(4) 指揮隊



災害の実態や被害状況を現場で把握し、出場部隊全体を指揮します。

指揮隊には、現場の責任者である大隊長、各隊の行動を指揮する指揮担当等が乗車し、あらゆる情報から活動方針を決定し、消防部隊を効果的に指揮し、被害を最小限にします。

3 救助活動

東京消防庁では、高度経済成長を機に、都市構造の高層化や地下建物、危険物施設の増加等、災害危険の潜在要因が急増し、人命を損なう事故が続発するようになったことから、昭和 46 年に特別救助隊の正規運用を開始しました。

その後、河川や港湾における救助体制を強化するため、昭和 49 年から水難救助隊を発足し、昭和 62 年に登山道からの滑落及び山岳地域での急病人等の山岳事故に対応するため、山岳救助隊を発足しました。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ

て、平成 8 年に震災時や大規模な特異災害に対応する消防救助機動部隊（通称：ハイパーレスキュー）を、平成 28 年には航空消防専門部隊として航空消防救助機動部隊（通称：エアハイパーレスキュー）を発足し、陸・海・空を一体化した救助体制を整備しました。

また、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震における土砂災害等、近年頻発する水災害を契機に、警防本部直轄の部隊として即応対処部隊を令和 2 年に発足しました。

（1）特別救助隊

救助に関する高度な知識と専門技術、または特殊な装備を駆使し、火災や交通事故、自然災害などあらゆる災害で救助を待つ人を迅速に助けます。現在は 23 消防署に配置しています。



◀ 特別救助隊腕章



特別救助隊活動状況 ▶

（2）水難救助隊

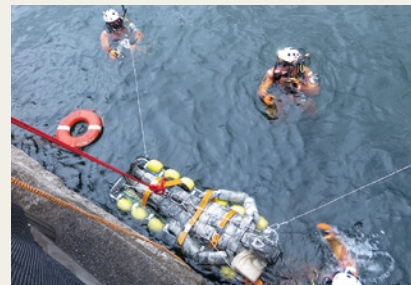
海や河川等で人が溺れている、岸から車が転落したなどの水難事故に対応します。消防艇や水上スクーター、潜水用資器材などの特殊な装備を用いて、水面や水中での救助活動を行います。現在は日本橋（浜町出張所）、臨港、大森、足立（綾瀬出張所）、小岩及び調布の 6 消防署に配置しています。



▲ 水難救助隊活動状況



◀ 水難救助隊腕章



水難救助隊訓練状況 ▶

(3) 山岳救助隊

登山道からの滑落、山岳地域での急病人等の山岳事故に対応します。要救助者の発見、救出活動で、消防ヘリコプターと連携した活動を行うこともあります。八王子、青梅、秋川、奥多摩の4消防署に配置しています。



◀ 山岳救助隊腕章



▲ 山岳救助隊活動状況▶



(4) 消防救助機動部隊 (通称：ハイパーレスキュー)

震災等による建物の倒壊や土砂崩れなどの大規模災害に対応し、消火・救助・救急活動が同時に行える部隊です。卓越した技能・能力を持つ隊員や大型重機などの特殊車両、放射性物質、生物剤、毒劇物など

の特殊災害にも対応できる装備を有し、通常の消防部隊では対応が困難な災害現場で人命救助活動を行います。第2、第3、第6、第8及び第9方面に配置しています。



◀ 消防救助機動部隊活動状況



◀ 消防救助機動部隊腕章

(5) 航空消防救助機動部隊（通称：エアハイパーレスキュー）

消防ヘリコプターの機動力を活かし、空から多種多様な災害に対応する専門部隊です。

陸上から対応困難な高層ビル、山岳等の孤立地域での災害時に迅速な消防活動を展開します。



◀ 航空消防救助機動部隊
腕章（消防救助機動部
隊と同一）



消防艇との連携活動状況 ▶

(6) 即応対処部隊

通常の消防部隊では進入困難な地域に、いち早く進出する部隊として、浸水地で活動を行うエアボートや、不整地でも活動可

能な全地形活動車や、ドローン等を活用し、災害実態の確認や消防救助機動部隊等と連携した救助活動を展開します。



▲ 即応対処部隊腕章



◀ ドローンの活動状況



▶ 指揮支援の状況

4 安全管理体制

都民の生命を守るために、消防隊は常に安全かつ効率的に消防活動を行わなければなりません。災害現場における消防活動は、災害の複雑多様化、都市型災害の増加により危険性や困難性を増しており、消防活動時の安全確保の徹底が重要となっています。

このため、職員一人一人に対する段階的な安全教育を実施するほか、災害現場において緊急時に警報を発信する警報器等の安全器具の整備を行っています。

また、火災現場等においては安全管理を専門とする部隊^{※1}及び安全指揮支援担当隊長^{※2}を配置し、消防隊員の安全管理体制を確保しています。

さらに、災害現場における安全管理体制の見直し、先端技術を活用した器具の改良、より実践的な訓練施設の導入、過去の事事故事例を教訓とした安全教育教材の整備などにより、安全管理体制の充実強化を積

極的に推進しています。

加えて、消防隊は火災現場などの高温環境下で活動するため、熱中症の危険性が高いことから、本格的な暑さを迎える前に、暑熱順化による身体づくりや熱中症に関する知識の習得を推進しています。夏季の出場時には防火衣の下に冷却ベストを着用し、活動の一定時間ごとに交替で水分補給や手掌前腕冷却を行うとともに、送風機や冷房の効いた車両などを活用して効果的に体温を下げ、熱中症を防ぐ取組みを行っています。

※1 「安全管理を専門とする部隊」：災害現場において火災性状の変化や危険箇所を把握するとともに、活動中の各隊に周知し、緊急時の措置に対応する安全管理を任務とする部隊です。消防活動及び安全管理能力に長けた特別消火中隊が担っています。

※2 「安全指揮支援担当隊長」：消防救助機動部隊長等が、安全管理隊を指揮して建物内外の危険要因等を把握し現場活動全体の安全を管理します。



▲ 安全管理隊活動状況



▲ 手掌前腕冷却実施状況



特別救助隊員～どんな状況であっても助ける～

特別救助隊は、火災現場や「特に困難性が高い」と判断される災害現場に出場し、人命救助などを行う部隊です。人命救助のプロフェッショナルとして、より高度な技術と知識を持つ特別な存在でなければならないという自覚と責任を感じながら、災害現場や訓練に取り組んでいます。また、どんなに厳しい災害現場においても一番苦しいのは助けを待つ人であることを肝に銘じ、思いやりの心を忘れることなく活動することを心がけています。



5 特殊災害対策

(1) 地域特性 ～東京消防庁管内の地理及び河川～

東京消防庁の管内には一級河川と呼ばれる荒川や多摩川などのほか、中小河川を含めて全部で127の河川があります。地域特性として、東部地域や東京湾沿岸は海拔ゼロメートル地帯と呼ばれており、満潮時の海面よりも地面が低い地帯となっています。

(2) 水害が起こる危険性 ～近年増加している都市型水害～

東京都心では、近年、ヒートアイランド現象の影響とも考えられる局地的な集中豪雨が頻繁に発生しています。いわゆる都市型水害と呼ばれるもので、非常に深刻になっているといわれています。都市型水害の危険性としては、局地的、短時間で大雨が降ったときに河川水位が急激に上昇し越水する危険や埋設の下水道などの排水処理能力が降雨量に追い付かず家屋等が浸水してしまう危険があります。



(3) 東京消防庁の活動体制 ～台風上陸など非常時の対応～

水災が発生した場合、東京消防庁は、区市町村の水防管理者等と連携して水防活動にあたります。

東京消防庁では、台風の進路及び降雨量などの気象状況の変化に注目し、都内で水災の発生が予想される場合には、職員を参集させるなど万全の対応をしています。近年では、平成29年10月台風第21号、令和元年9月台風第15号及び令和元年東日本台風で、職員の約半数が参集し、災害対応にあたりました。

また、都外で発生した甚大な風水害等に対しては、国からの指示により緊急消防援助隊を派遣しており、令和3年7月には静岡県熱海市で発生した土砂災害において、即応対処部隊等が活動しました。

（４）水防活動 ～水防部隊による警戒と水防工法～

水防態勢の強化に伴い通常の消防隊のほかに水防部隊等を編成し、氾濫のおそれがある河川や過去に越水した箇所等を重点的に監視、警戒しています。また、河川における越水危険がある等の通報を受けた場合には、水防部隊を出場させ、当庁が保有する水防資器材等を活用し、水防工法を実施しています。近年は、都市型水害が発生していることから、水災発生時には、土のうを積み上げ、地下等に水が流入しないよ

うに対策をとるほか、これまで人海戦術で行われていた水防工法等に加え、効率的に設定できる連結式水のう（チューブ式）等の整備を進めています。



（５）関係機関との連携 ～合同訓練の開催～

東京消防庁は、水防管理団体等の関係機関と合同で、毎年５月から６月に総合水防訓練を実施しています。ハイパーレスキュー隊に配置の大型重機や消防ヘリ、即応対処部隊が保有する全地形活動車やドローンなどの最新車両及び資器材を活用

し、訓練を実施しています。この訓練は、本格的な出水期を迎える前に、区市町村等の関係機関との連携強化を図り、都民に対して水害に対する注意喚起を促すとともに、訓練を通じて地域防災力の向上を目的に実施しています。



(6) NBC 災害※への対応

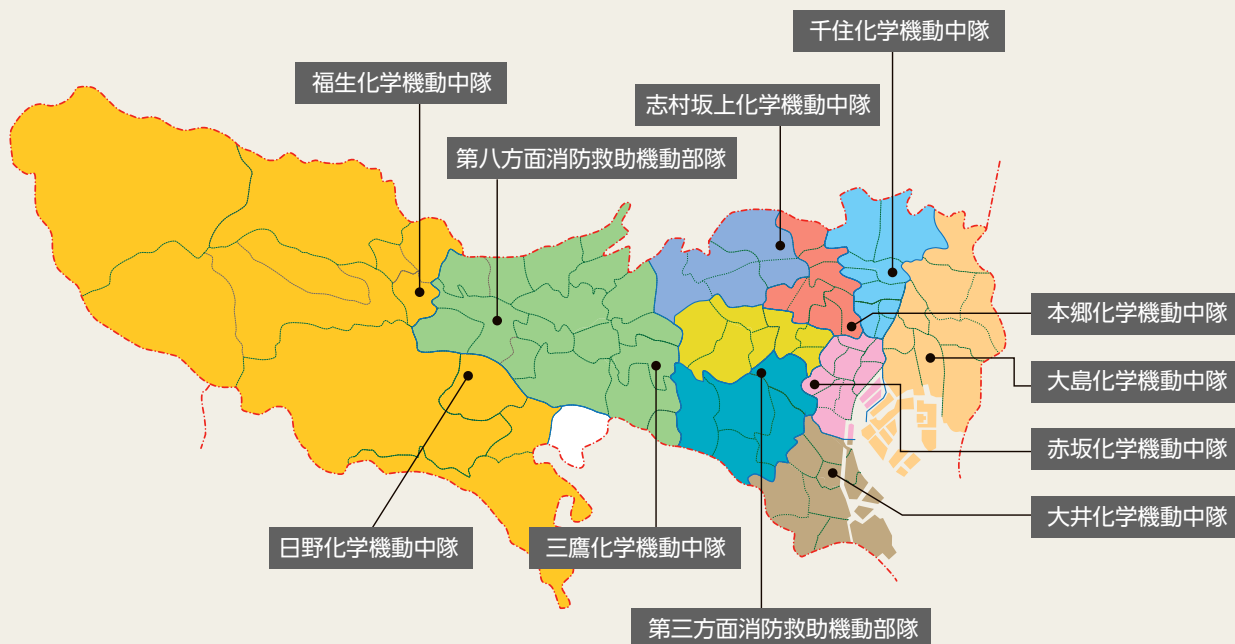
都内には、放射性物質、生物剤（病原体）、化学物質及び危険物などを貯蔵し取り扱っている施設が数多くあり、さらにこれらの物質が車両等により日常的に運搬されています。

東京消防庁では、NBC 災害に対応する専門部隊として、高度な分析装置等を備え、専門教育を受けた隊員で構成された「化学

機動中隊」を平成 2 年から整備しています。平成 14 年及び平成 25 年には、大規模な NBC 災害に対処できる「消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）」を整備し、これらの部隊を中心に都内の NBC 災害に対応しています。（図表 2-3-2）

※放射性物質 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学物質 (Chemical) に起因する災害の総称です。

■ 図表 2-3-2 化学機動中隊・消防救助機動部隊 (NBC 対応) の配備状況



▲ 化学機動中隊の活動



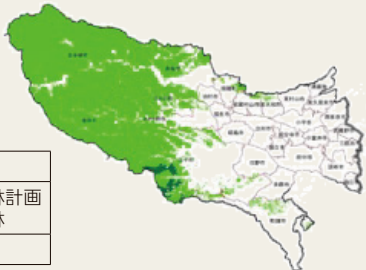
▲ 特殊災害対策車 (除染車)

(7) 林野火災への対応

ア 林野火災警報等の発令と火の使用制限について

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、林野火災が多く発生する1月から5月に、発令指標を満た

した該当市町村に対して「林野火災警報」や「林野火災注意報」を発令します。発令された該当市町村の対象区域内では火の使用が制限されます(令和8年中の発令状況は図表2-3-4参照)。

	林野火災警報 (令和8年1月1日運用開始) 【消防法第22条・火災予防条例第29条及び29条の3】	林野火災注意報 (令和8年4月1日運用開始) 【火災予防条例第29条の2】
発令指標	以下のいずれかを満たし、強風注意報の発表がある場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表 ※上記指標に加え、当日の降水状況等を考慮し、発令の判断を行います(林野火災注意報も同様)。	左記の①又は②の条件を満たした場合
対象区域	該当市町村※における 「地域森林計画対象森林」及び「国有林」 ※該当市町村 多摩市、羽村市、日野市、 武蔵村山市、町田市、東大和市、 瑞穂町、八王子市、あきる野市、 青梅市、日の出町、檜原村、奥多摩町	
火の使用制限対象	以下の火の使用の制限に従わなければなりません。 ・山林、原野等において火入れをしないこと。 ・屋外において、花火(玩具用を含む。)を行わないこと。 ・屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。 ・屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。 ・屋外において、たばこの吸殻や灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。 ・屋外において、裸火を使用し、かつ、火の粉が周囲に飛ぶような行為(図表2-3-3参照。)は行わないこと。	左記の火の使用の制限に従うよう努めなければなりません。
罰則	30万円以下の罰金 又は 拘留 【消防法第44条第18号】	—

■ 図表2-3-3

制限対象となる屋外において裸火を使用し、かつ、火の粉が周囲に飛ぶような行為の一例



※1 伝統行事や地域行事であっても、どんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。

※2 火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等(バーベキュー台、七輪、ガス器具など)を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象となりません。

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、当該行為を行う3日前までに、管轄の消防署への届出（火災予防条例第60条「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出」）が必要です。また、1月から5月までの間に対象区

域内において裸火を使用し、かつ、火の粉が周囲に飛散する行為を行う場合も、届出の対象となります。詳しくは、東京消防庁ホームページ又は最寄りの消防署へお問合せください。

※林野火災警報等の発令による火の使用制限は、届出により免除されるものではありません。

■ 図表2-3-4 令和8年中の林野火災警報等の発令日数

	1月	2月	3月	4月	5月	合計
林野火災警報	4日	0日	0日	0日	0日	4日
林野火災注意報	31日	22日	15日	1日	1日	70日

注1 当庁管内の該当市町村のうち、1箇所以上で発令された日数を計上しています。
なお、切替発令を含み、同日に2回以上発令した事例もあります。
注2 1月～3月は林野火災注意報と同等の気象状況になった日数を計上しています。

林野火災警報等の
詳細はこちら



イ 林野火災対策

近年、国内外で大規模な林野火災が相次いで発生しています。日本国内では、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した約3,370haを焼損した林野火災をはじめ、乾燥や強風の影響により、長期間にわたり延焼する事例が多く見られています。東京都内にも奥多摩地域をはじめとする多くの森林が存在しているため、林野火災への対策はとても重要です。

東京消防庁では、林野火災の発生危険が高い地域を管轄する消防署やハイパーレスキュー隊を中心に、林野火災用の資器材として可搬式の小型消防ポンプや、背負い式の消火ポンプを配備しており、林野火災発生時には、地上隊による消火活動や航空隊によるヘリコプターを活用した空中消火活動を実施します。

また、関係機関と連携した林野火災に対する大規模な訓練を定期的の実施しており、林野火災への対応力の向上に努めています。



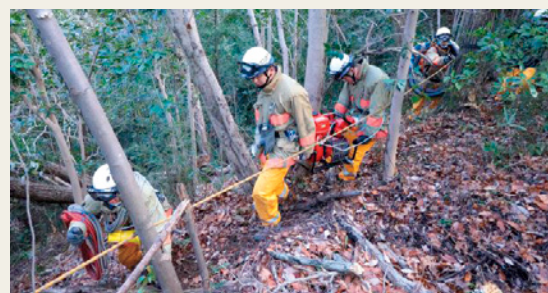
▲ 背負い式消火ポンプによる消火活動



▲ ヘリコプターによる空中消火



▲ 関係機関と連携した林野火災対応訓練



▲ 可搬式の小型消防ポンプ搬送

6 航空消防

(1) 航空隊の概要

東京消防庁 航空消防救助機動部隊 活動紹介



東京消防庁航空隊は、昭和41年11月、わが国で初めての「消防航空隊」として発足以来、組織及び装備を充実強化させながら、火災、救急、救助等の災害から都民の安全を空から守っています。

年々増大する行政需要に対応するため、江東区と立川市の2か所に基地を構え、平成12年度から24時間運航を開始し、都内全域への迅速出場体制を確保するとともに、平成19年度より救急専門医を搭乗させた「東京型ドクターヘリ」の運航を開始、主に山間部及び離島地域で発生した傷病者に対し、患者搬送中に救命処置を施し、救命率向上を図っています。

また、他道府県で発生した大規模災害に対し、広域応援や緊急消防援助隊として救助、救急、消火活動、緊急物資輸送、情報収集等を行っています。海外の大規模災害事象には国際消防救助隊として、バンングラデシュサイクロン災害、インドネシア森林火災、スマトラ沖大地震・インド洋津波災

害に派遣されています。

さらに、ヘリコプターの機動性を最大限に活かして、空から迅速かつ効果的な救助・救急活動を展開する航空消防専門部隊として、平成28年1月に「航空消防救助機動部隊（通称：エアハイパーレスキュー）」が発隊しました。

また、令和8年4月には、総務省消防庁から貸与されている消防ヘリコプター「おおたか」が更新されたことにより、更なる航空消防体制の強化が図られました。



▲ おおたか (AW139 型)



◀ 航空消防救助機動部隊
(通称：エアハイパーレスキュー)

(2) 航空隊の現況

江東航空センター及び多摩航空センターの2か所を拠点に消防ヘリコプター8機を配備し、各種消防業務を行っています。



▲ 機名 / かもめ
型式 / AS365N3 型



▲ 機名 / つばめ
型式 / AS365N3 型



▲ 機名 / ひばり
型式 / AW189 型



▲ 機名 / ゆりかもめ
型式 / EC225LP 型



▲ 機名 / おおたか
型式 / AW139 型



▲ 機名 / ちどり
型式 / AW139 型



▲ 機名 / はくちょう
型式 / EC225LP 型



▲ 機名 / こうのとり
型式 / EC225LP 型

(3) 航空隊の活動

ア 消火活動

林野火災や高層建物火災に対して、各種消火装置（ファイヤーアタッカー、放水ブーム式消火装置等）を活用し、消火活動を行っています。



▲ 林野火災におけるファイヤーアタッカーからの放水



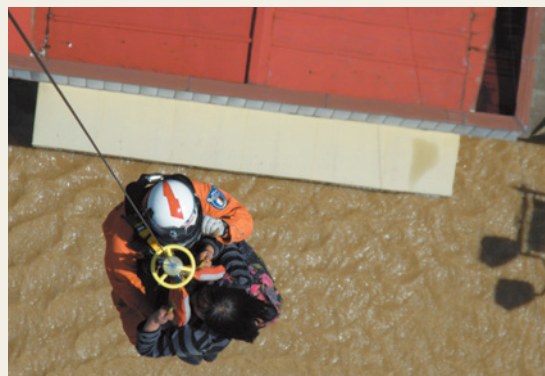
▲ 高層ビル火災を想定した、放水ブーム式消火装置での消火活動訓練

イ 救助活動

山岳地域や氾濫した河川等、活動困難な場所からホイスト装置※を活用し救助活動を行っています。



▲ 山岳地域における救助活動



▲ 洪水により孤立した家屋からの救助活動

※電気モーターまたは油圧で作動するウインチの一種で、先端にフックのついたケーブルを伸長し、救助隊員、救助用担架などの降下または引き揚げに使用します。ホイストを活用することにより、様々な場所からの活動が可能となります。

ウ 救急活動

消防ヘリコプター機内において、高度な救急処置を継続しながら、病院屋上ヘリポート等へ迅速に搬送し救命効果の向上を図っています。

また、伊豆諸島からの救急搬送を24時間体制で実施しています。

病院屋上ヘリポートでの
傷病者引き継ぎ ▶

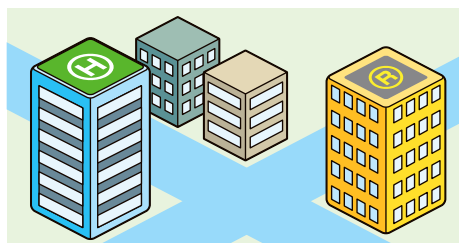


▲ 伊豆諸島までの平均飛行時間

コラム

ヘリポート記号(H)と(R)の違い

ビル等の屋上にあるヘリポートには(H)と(R)の記号があります。
その違いは一体ナニ??



(H)：ヘリポート (Heliport) の頭文字
緊急用ヘリコプターが離発着する場所
→**着陸する**

(R)：レスキュー (Rescue) の頭文字
緊急用ヘリコプターがホバリングで救助
する場所→**着陸しない**

エ 情報収集

大規模な火災や救助活動が発生した時は、ヘリコプターテレビ電送装置で上空から災害の映像を撮影し、指令室や地上部隊等へ送信することで消防活動の支援を行います。



▲ 阪神・淡路大震災において被害状況の情報収集を行う消防ヘリコプター



▲ 消防ヘリコプターに装備されたヘリコプターテレビ電送装置（カメラ）

オ 広域応援

全国各地で発生した災害、警戒に対し、応援活動を行っています。

■ 派遣実績抜粋



7 港湾消防

(1) 東京港について

東京湾には大型の船舶が入港する大きい港として、東京港、横浜港、川崎港等6港があります。東京の海の玄関である東京港は、首都圏約4,000万人の生活と産業を支える物流拠点として、その重要性はますます高まっており、港湾施設の拡充が進められるとともに、臨海副都心の整備など大規模な開発が行われています。

この地域は、海上輸送の総合的な物流拠点であるほか、増大するクルーズ人口に対応した東京国際クルーズターミナルが整備されるなど、大きく変貌しています。

また、観光や水辺のレクリエーションを通じたにぎわいの創出により、魅力ある水際の都市空間としても変化しています。

(2) 港湾における関係機関との連携体制

海上における消防体制については、東京海上保安部と東京消防庁が業務協定を結び、お互いの役割分担を明確にして相互に協力しています。

また、東京湾に面し、消防艇等を有する

東京消防庁、川崎市消防局、千葉市消防局、横浜市消防局、市川市消防局と消防相互応援協定を結び、港内及びこれに関連する沿岸施設等到大規模な災害や火災等が発生した場合の協力体制を整えています。

(3) 東京港の消防体制

東京消防庁では、大型消防艇を含む9艇の消防艇を日本橋消防署、臨港消防署及び高輪消防署に配置し、日本橋消防署と臨港消防署には水難救助隊も併せて配置しています。

消防艇は、「みやこどり」に代表される

190トンを超える大型消防艇が2艇、運河、河川にも対応可能な40トンの消防艇が2艇、高速度を活かし水難救助活動でも活躍する約10トンの消防艇が5艇それぞれ配備されており、これらの部隊により、東京港の安全を守っています。



▲ 大型化学消防艇「みやこどり」



▲ 大型消防救助艇「おおえど」



▲ 化学消防艇「ありあけ」



▲ 化学消防艇「かちどき」



▲ 指揮艇「はやて」



▲ 水難救助艇「はるみ」



▲ 水難救助艇「しぶき」



▲ 水難消防艇「はまかぜ」



▲ 水難消防艇「きよす」

(4) 災害の事例紹介

ア 船舶火災

令和5年に東京港内において、プレジャーボートが燃える火災がありました。消防隊 20 隊（消防艇を含む）が出場し、海上保安庁とも連携を図りながら消火にあたりました。

イ 東京湾内での油流出

船舶事故等により油流出事故が発生した際は、消防艇によるオイルフェンスの展張や拡散注水等、関係機関と連携し二次災害の防止及び被害の軽減に努めています。



▲ 消防艇からの消火活動

8 指令管制

(1) 災害救急情報センター

災害救急情報センターでは、都民からの「SOS」ともいえる119番通報を受信し、消防部隊への出場指令を行っています。23区からの通報を千代田区大手町にある災害救急情報センターが、多摩地区からの通報を立川市にある多摩災害

救急情報センターが、それぞれ管轄しています（稲城市を除く）。様々な災害対応の最初の窓口として、都民と消防をつなぐ重要な役割を担っています。（図表2-3-5）

■ 図表2-3-5 災害救急情報センター概要



ア 業務内容について

119 番通報を受信し、消防部隊等を出場させることが主な役割ですが、業務は多岐にわたり、出場隊との無線交信による災害現場、救急活動現場への活動支援、さらには関係機関との連絡調整などを行っています。

受付指令業務

- 119 番通報の受信
- 災害に応じた消防隊・救急隊の選定、出場指令
- 警察・電力会社・ガス会社など関係機関との連携

災害管制業務

- 活動中の消防隊への活動支援及び情報提供
- 消防ヘリコプター・高所カメラなどからの情報収集

救急管制業務

- 病人、けが人に適した搬送病院の選定
- 救急隊指導医による救急隊への指示、助言
- 救急隊の活動支援

案内業務（消防テレホンサービス）

- 災害に関する各種問合せへの対応

イ 指令管制システムについて

119 番通報を受信し消防部隊へ出場指令を伝達する機器は、「指令管制システム」と呼ばれ、現在使用しているものは平成 27 年 2 月から運用しています。

主な特徴としては、消防部隊の自動選定機能や無線通信機能などを備えています。（図表 2-3-6）

■ 図表 2-3-6 指令管制システム



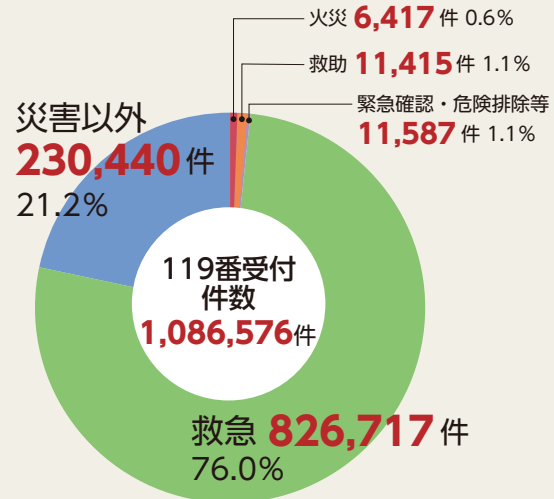
(2) 119番通報の仕組み

東京都内*で119番をかけると、23区内は災害救急情報センター（千代田区大手町）に、多摩地区は多摩災害救急情報センター（立川市）につながります。

令和7年中の119番受付件数は1,086,576件で、1日に平均すると約2,977件。およそ29秒に1件の割合で対応していたことになります。その他にも警察や、各事業者からの通報にも対応しています。（図表2-3-7）

※ 稲城市と島しょ地区は除く

■ 図表2-3-7 令和7年中の災害種別ごとの119番受付状況



ア 119番通報の流れ

119番通報の流れ



1 落ち着いた電話機から1・1・9をダイヤルします。

※ 一部の公衆電話やビジネスホンなどはスイッチ切換えや外線切換え操作が必要です。

2 災害救急情報センターに電話がつながります。受付指令員が必要な情報を問いかけますので、落ち着いたで答えてください。

イ 携帯電話などからの通報について

携帯電話やスマートフォンからの通報は、東京消防庁の119番通報の約6割を占めています。

携帯電話などは通報するのに便利な反面、通報者が今いる場所を特定しづらいた

め、災害発生場所を聴取するのに時間が掛かる場合もあります。

また、東京都内でも都境等で119番をかけると隣接する他の消防本部に電話がつながることがあります。

ウ 映像通報を活用した口頭指導システム (Live119)

会話による応急手当のアドバイス（口頭指導）だけでは、急病人やけが人の正確な容態を把握することや有効な応急手当の実施状況の確認が困難なケースがあります。

このことから、通報者との119番通報を継続しながら、映像による通信ができる**Live119**を導入しています。応急手当の実施を促進し、救命効果の向上を図るため、119番通報の受付対応と並行し、通報者に対して応急手当のアドバイス（口頭指導）の強化に取り組んでいます。

▶【Live119】あなたのスマホが命を救う！



活用事例の紹介

1才の女児が、
入浴中に溺れ、
意識を失った事例

指令室員が家族のスマートフォン番号を聴取し、**Live119**へ接続、映像により普段通りの呼吸をしていないことを確認したため、心肺蘇生法の動画を送信、家族が映像に従って応急手当を実施

▶救急隊が到着する頃には、自発的に呼吸ができる状態まで回復

70代の男性が、
路上で倒れ、
意識を失った事例

救急車の要請を行った後、様子を見ていた通報者は、男性の呼吸がなくなってきたため再度119番通報。指令室員は胸骨圧迫の応急手当をアドバイスするとともに、**Live119**への接続を依頼。映像を確認しながら、胸骨圧迫の位置やリズムのアドバイスを行った。

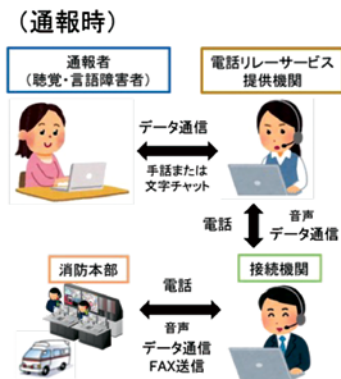
▶救急隊が到着する頃には、呼吸・脈拍が回復。1か月後、社会復帰。

コラム

聴覚や発語に障がいのある方への対応

令和2年、聴覚や発語に障害のある方が緊急通報を行う場合に、通訳オペレーターを介して消防機関に通報される「電話リレーサービス」が開始されました。

電話リレーサービスとは、公共インフラとして聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の者との会話を通訳オペレーターが手話、文字及び音声を通訳することにより、電話で双方向をつなぐサービスで、本サービスにより聴覚障害者等からの緊急通報が可能となります。



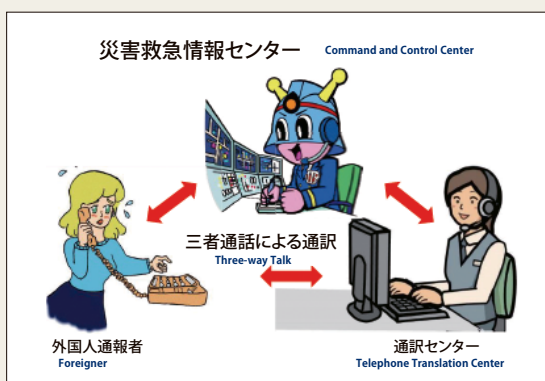
エ 外国語対応について

119番通報を受信する災害救急情報センター及び多摩災害救急情報センターでは、英語担当者を配置し、外国人からの通報に対応しています。

さらに英語以外の言語にも対応できるように平成29年7月から、電話通訳センターを介した同時通訳を導入し、日本語でコミュニケーションが取れない通報者からの受信体制を強化しています。(図表2-3-8)

〔対応言語 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語〕

■ 図表2-3-8 多言語通報時の対応



キューターの

Q & A

Q 119番通報したとき、気をつけることは何？



A 119番通報は、落ち着いて、場所を正確に伝える事が一番大切だよ！ 通報すると次のことを聞かよ。

【火災の場合】

- ・消防庁、火事ですか？救急ですか？
- ・消防車が向かう住所を教えてください。
- ・何が燃えていますか？

【救急の場合】

- ・消防庁、火事ですか？救急ですか？
- ・救急車が向かう住所を教えてください。
- ・どうしましたか？
- ・あなたのお名前と電話番号を教えてください。

9 消防応援

(1) 応援協定

市町村は、消防組織法第6条により自ら消防の責任を果たさなければならないことになっていますが、境界周辺については消防組織法第39条に基づき、市町村相互間で災害の応援体制を確立しています。このため、東京消防庁では次の市町村等と消防相互応援協定を締結し、ポンプ車及び救急車はもとより、ヘリコプターによる

応援も実施しています。

また、東京港の海上災害に対応するため、海上保安庁東京海上保安部と業務協定を、川崎市、千葉市、横浜市及び市川市との間には、各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等における大規模災害に対応するため東京湾消防相互応援協定を結んでいます。(図表2-3-9)

■ 図表2-3-9 応援協定等一覧(令和8年4月1日現在)

消防相互応援協定名	締結年月日
東京消防庁 稲城市 消防相互応援協定	昭和45年5月18日
東京消防庁 川崎市 消防相互応援協定	昭和43年8月2日
東京消防庁 相模原市 消防相互応援協定	昭和39年12月22日
東京消防庁 横浜市 消防相互応援協定	昭和51年6月30日
東京消防庁 大和市 消防相互応援協定	昭和54年1月23日
東京消防庁 海老名市 消防相互応援協定	平成31年3月25日
東京消防庁 市川市 消防相互応援協定	昭和42年3月7日
東京消防庁 松戸市 消防相互応援協定	平成18年12月15日
東京消防庁 浦安市 消防相互応援協定	平成18年12月13日
東京消防庁 三郷市 消防相互応援協定	昭和40年1月23日
東京消防庁 川口市 消防相互応援協定	昭和42年11月21日
東京消防庁 戸田市 消防相互応援協定	平成18年12月15日
東京消防庁 草加八潮消防組合 消防相互応援協定	平成28年3月30日
東京消防庁 秩父広域市町村圏組合 消防相互応援協定	平成3年2月19日
東京消防庁 埼玉西部消防組合 消防相互応援協定	平成25年4月1日
東京消防庁 朝霞地区一部事務組合 消防相互応援協定	平成10年10月1日
東京消防庁 上野原市 消防相互応援協定	平成2年4月25日
東京消防庁 東山梨行政事務組合 消防相互応援協定	平成18年12月10日
東京消防庁 大月市 消防相互応援協定	平成8年6月28日
東京消防庁 東京都大島町 消防応援協定	昭和63年6月2日
東京消防庁 東京都新島村 消防応援協定	平成元年3月1日
東京消防庁 東京都八丈町 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都利島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都神津島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都御蔵島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都三宅村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都青ヶ島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京湾消防相互応援協定 (川崎市 千葉市 横浜市 市川市)	平成2年5月29日
東京消防庁 大阪市消防局 航空消防相互応援協定	昭和53年3月25日
東京消防庁 横浜市 川崎市 千葉市 航空機消防相互応援協定	平成7年3月29日
東京消防庁 仙台市 航空機消防相互応援協定	平成8年1月22日
東京消防庁 名古屋市 航空機消防相互応援協定	平成8年1月31日
東京消防庁 神戸市 航空機消防相互応援協定	平成18年12月26日
中央高速道路富士吉田線相互応援協定 (相模原市 富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 南都留郡富士河口湖町 南都留郡西桂町 富士五湖広域行政事務組合)	昭和44年9月1日
東京外環自動車道消防相互応援協定	平成31年3月25日
東京海上保安部と東京消防庁との業務協定	平成31年3月25日
東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	昭和46年7月31日
東京消防庁と米空軍第374空輸団との消防相互応援協定	平成24年12月17日

(2) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設されました。

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条に基づき登録制がとられており、全国及び東京都の消防部隊の登録状況は図表2-3-10のとおりです。

最近の事例では、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災に際しては、11日間394人の職員を派遣しました。

また、令和8年4月に岩手県大槌町で発生した林野火災に際しては、10日間386人の職員を派遣しました。

■ 図表2-3-10

緊急消防援助隊の登録

(令和8年4月1日現在)

(単位：隊)

部隊種別	全国	東京都
指揮支援隊	59	3
情報統括支援隊	9	1
航空指揮支援隊	54	1
都道府県大隊指揮隊	164	3
統合機動部隊指揮隊	84	2
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	12	0
NBC・災害即応部隊指揮隊	56	1
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	51	1
安全管理部隊指揮隊	50	1
救急特別編成統括救急隊	58	1
消火小隊	2,437	177
救助小隊	725	26
救急小隊	1,594	76
後方支援小隊	938	38
通信支援小隊	45	1
特殊災害小隊	372	11
特殊装備小隊	516	28
水上小隊	21	4
航空小隊	77	8
航空後方支援小隊	59	1

※東京都の隊数は、稲城市、八丈町を含みます。



▲ 令和7年2月岩手県大船渡市林野火災



▲ 令和8年4月岩手県大槌町林野火災

(3) 国際消防救助隊

海外で発生した大規模な災害に対して、被災国政府等の要請に応じ、事前に国際消防救助隊に登録されている隊員が国際緊急援助隊として派遣され、高度な救助技術を駆使して国際貢献を果たしています。

日本政府が行う国際緊急援助は、「人的援助」、「物的援助」、「資金援助」に大きく分類され、災害の規模や被災国政府等の

要請内容に応じて対応しています。国際消防救助隊は、警察や海上保安庁などとともに、国際緊急援助隊救助チームに編成され、捜索、救助の目的で「人的援助」を行っています。(図表2-3-11)

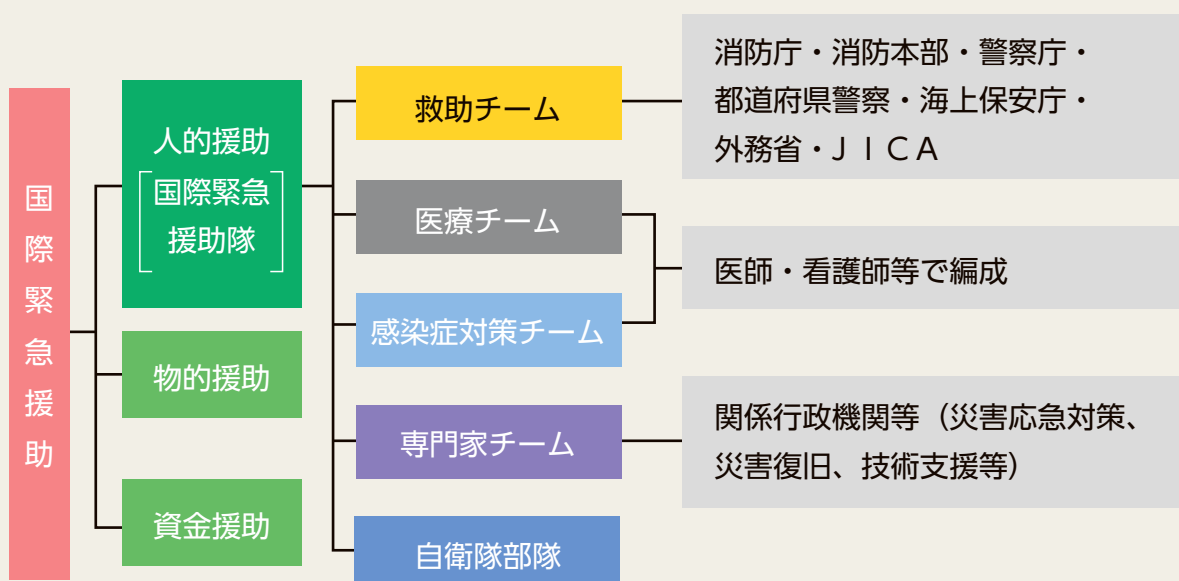


▲ 活動状況



▲ 国際消防救助隊腕章

■ 図表2-3-11 国際緊急援助の状況



10 訓練体制

(1) 消防活動技術訓練効果確認

東京消防庁管内には伝統的な木造建物から高層ビルや工場など様々な建物とともに、大小の河川や山岳地域等も管轄しており、それぞれの災害に的確に対応するために、建物火災を想定した訓練のほか、転落、挟まれ、溺水、山岳事故、震災等の大規模災害、毒劇物等の流出、船舶火災などの様々な災害を想定した実災害に即した訓練を実施しています。これらの訓練を継続

的に実施することで、消防活動能力の向上とともに、精強な消防部隊の育成を図っています。

また毎年度、各部隊の訓練成果を審査する消防活動技術訓練効果確認を実施し、その検証を行うことにより、安全かつ基本に忠実な活動に係る指導や、災害現場で効果を発揮する資器材の導入につなげています。



▲「ポンプ中隊」 消防活動技術訓練効果確認



▲「特別消火中隊」 消防活動技術訓練効果確認



▲「大隊」 消防活動技術訓練効果確認



▲「大隊」 消防活動技術訓練効果確認

※「小隊」、「中隊」、「大隊」とは、消防車両等を単位として「小隊」、消防署や出張所ごとに「中隊」、出張所を含めた消防署全体を「大隊」といいます。



▲「特別救助隊」 消防活動技術訓練効果確認



▲「山岳救助隊」 消防活動技術訓練効果確認



▲「水難救助隊」 消防活動技術訓練効果確認



▲「化学機動中隊」 消防活動技術訓練効果確認



▲「舟艇小隊」 消防活動技術訓練効果確認



▲「消防救助機動部隊」 消防活動技術訓練効果確認

(2) 消防救助技術大会

消防救助技術大会は、消防救助に不可欠な体力、精神力、技術力を養うために行われているもので、陸上の部と水上の部に分かれて実施されています。

実施内容は、個人で行う基礎訓練と複数人のチームで行う連携訓練があり、要救助者の救出など全国で統一された実施要領により、陸上の部は7種目、水上の部は5種目の競技において、安全確実性と所要時間を審査するものです。

各地区の指導会を勝ち抜いた全国の消防本部の隊員により、年に1度、全国消防

救助技術大会が実施されており、東京消防庁も、東京都大会から、関東地区指導会（群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、山梨、静岡の一都九県が参加）を経て、全国消防救助技術大会に出場しています。

また、関東地区指導会及び全国消防救助技術大会では、指定された消防本部が訓練テーマを決めて本番さながらの救出訓練を実施しており、新たな資器材の導入や他の消防本部の技術を学ぶ場として活かされています。



消防救助技術大会（陸上の部・水上の部）